

令和3年4月1日

## 横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱の一部改正について

次のとおり要綱の一部を改正しましたのでお知らせします。

### 1 改正の概要

- (1) 低入札価格調査制度を適用した入札において、調査基準価格を下回る金額で落札した場合、公告で定める技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を、当該工事の配置予定技術者とは別に1人以上専任で配置することを求めており、追加の技術者が配置できないという理由で落札者となることを辞退した場合は指名停止の対象としていました。

今回、入札の結果、調査基準価格を下回り、公告で定める技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を追加配置できない場合には「低入札価格調査における配置技術者についての申出書（18号様式）」を提出していただくことで当該事業者を落札者としてない取扱いとし、指名停止措置の対象にもしないこととします。

- (2) 第18号様式の提出期限は、低入札価格調査資料の提出期限と同じです。

### 2 改正日

令和3年4月1日

### 3 適用開始日

令和3年4月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知）に係る契約について適用します。

### 4 その他

改正後の要綱については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」に令和3年4月1日以降に掲載します。

担当：財政局契約第一課 電話：671-2246